
第42回横浜市道路高架下等利用計画検討会

資料2 利用計画の見直しを行う土地に関する資料

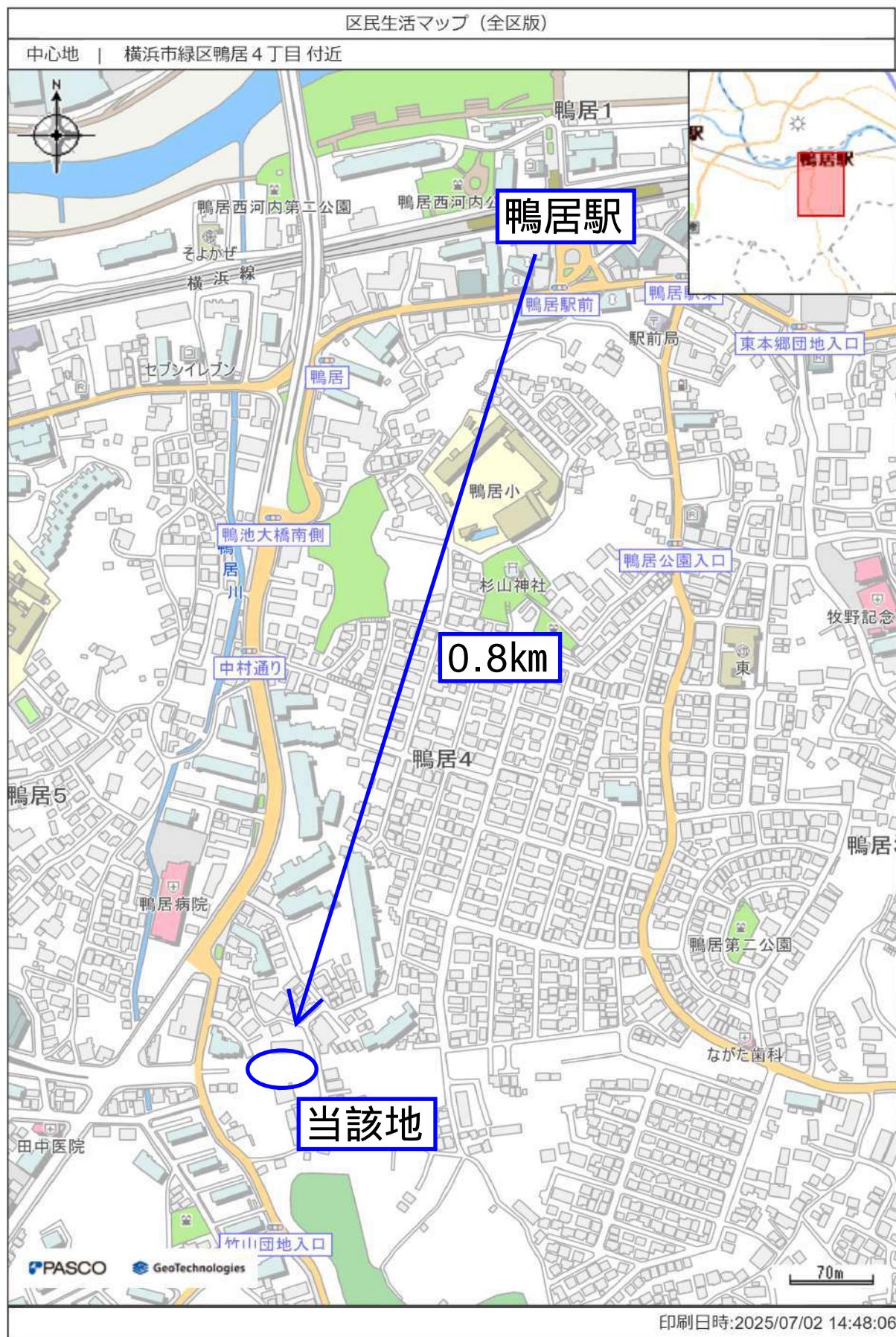
資料内容

緑区鴨居四丁目

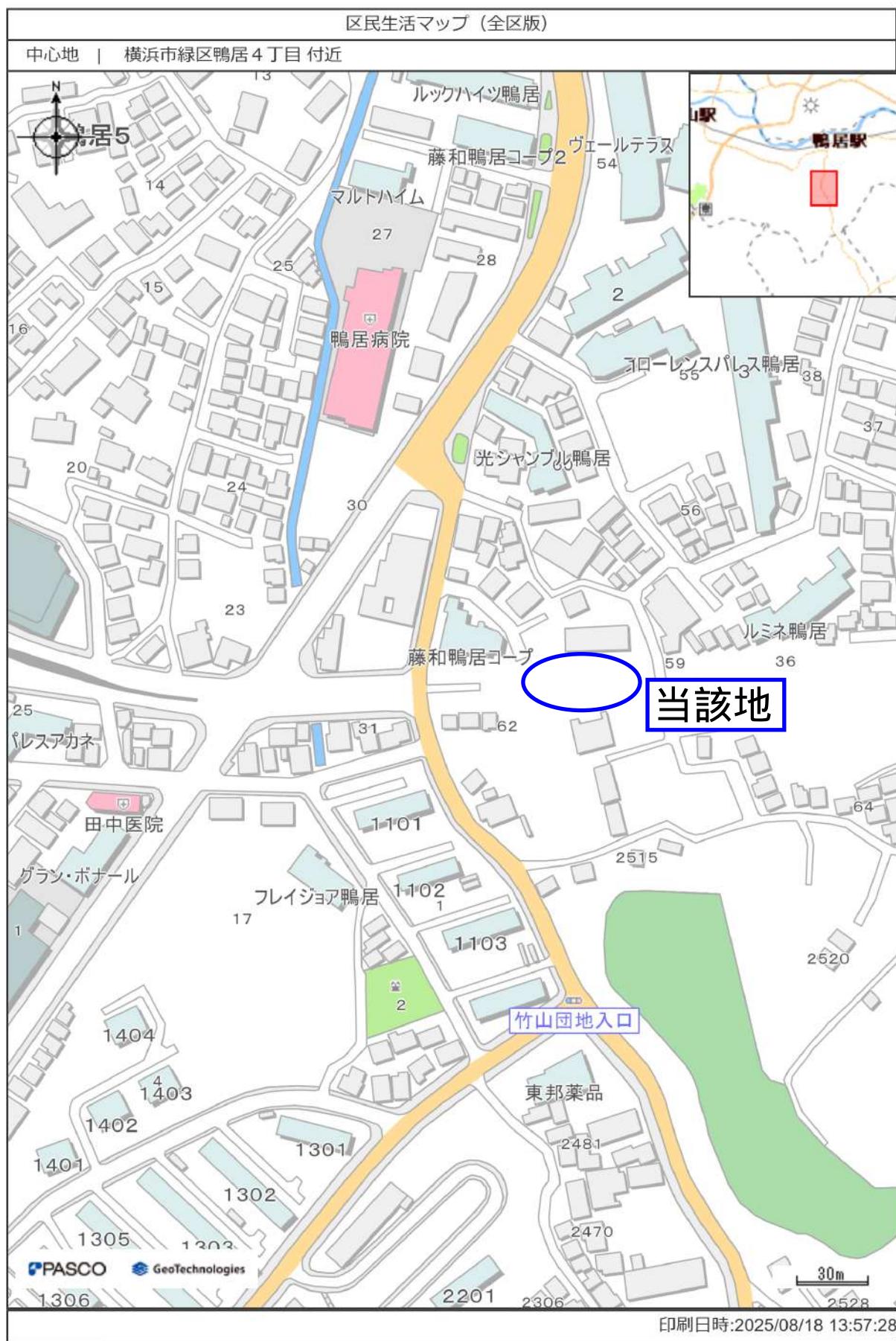
緑区鴨居四丁目

- 1 案内図
- 2 位置図
- 3 用途地域図
- 4 平面図 (H27 年度利用計画検討資料より)
- 5 現地写真
- 6 利用計画 (H27 年度利用計画検討資料より)

1 案内図

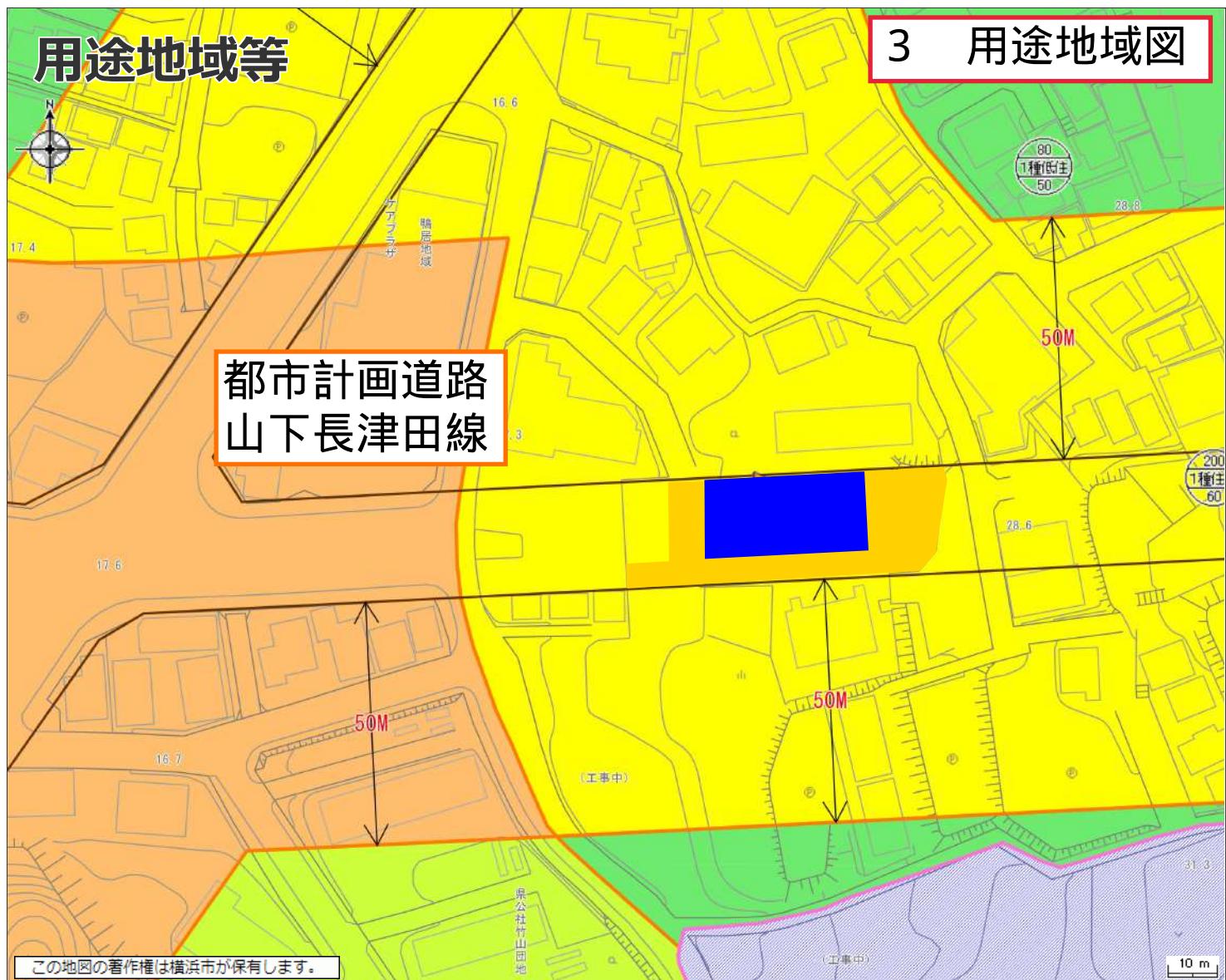


2 位置図



用途地域等

3 用途地域図



この地図の著作権は横浜市が保有します。

(凡例)

第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域	第2種住居地域
準住居地域	近隣商業地域
商業地域（第7種高度地区）	商業地域（第6種高度地区）
商業地域（最低限1種高度地区）	商業地域（最低限2種高度地区）
準工業地域（第5種高度地区）	準工業地域（第7種高度地区）
工業地域（第5種高度地区）	工業地域（第7種高度地区）
工業専用地域	最低限3種高度地区
市街化調整区域	道路界
用途界	地形地物界等（区域区分のみ）
地番界（区域区分のみ）	都市計画河川
都市計画道路	

※区域区分界については線種ごとに色分け



旗の位置に関するものは次の通りです。
お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。

区域区分	市街化区域	用途地域	第1種住居地域
高度地区	高度地区（最高限）：第4種高度地区	緑化地域（緑化率：10%）／建築敷地面積500m以上が対象	
防火・準防火地域	準防火地域	都市計画道路	3・3・3 山下長津田線 代表幅員：22m 決定年月日（当初決定）：S21.8.26 告示番号：戦災復興院103 / 変更年月日（最終変更）：H25.7.5 変更告示番号：市480
都市計画事業認可（都市認可区域（都市計画法による事業））状況及び都市計画事業中）建築基準法第22条による区域（防火地域及び準防火地域を除く）			
道路整備状況（参考） 3・3・3山下長津田線（鶴居地区）、3・4・12/鶴居上飯田線（関連外郭部） 期間：H6.4.8～R8.3.31 担当課：道路局建設課 当初告示年月日：H6.4.8（告示番号：県375） 最終告示年月日：R3.3.26（告示番号：県189）			
日影規制	高さが1.0mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間	旧宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域
宅地造成等工事規制区域（横浜市全域）	宅地造成等工事規制区域	駐車場条例の附置義務区域	周辺地区
建築物再生可能エネルギー利用促進区域（横浜市全域）	建築物再生可能エネルギー利用促進区域	景観計画	景観計画（全市域）※開発許可のみ
国郭番号	51	国郭番号（旧）	48

上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

注）地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わることがありますので、詳細については各担当課にご確認ください。

4 平面図

平面図 縮尺1:500



高低差あり

通り抜け不可

高低差あり

B

侵入経路

本市所有

597.51m²

W 38.43 A.S. 6 A.S.

Φ ∈ P 00 24.67 25.30 3.95

23.90

This image shows a detailed architectural cross-section of a building. On the left, a staircase with a wooden handrail leads up. To the right of the stairs is a room with a large window. The room is labeled 'Mansion' in capital letters. Above the room, there is a smaller area labeled 'C'. The drawing uses a combination of hatching and cross-hatching to indicate different materials and depths. The overall style is technical and precise.

25 13 2

26.03 27.11 As グレーチング

33 25.99 28.09
g

鵠居四丁目 24° 24.86 4.86 25.4 25.86 25.82 25.86

図面と現況が異なる場合、現況を優先します。

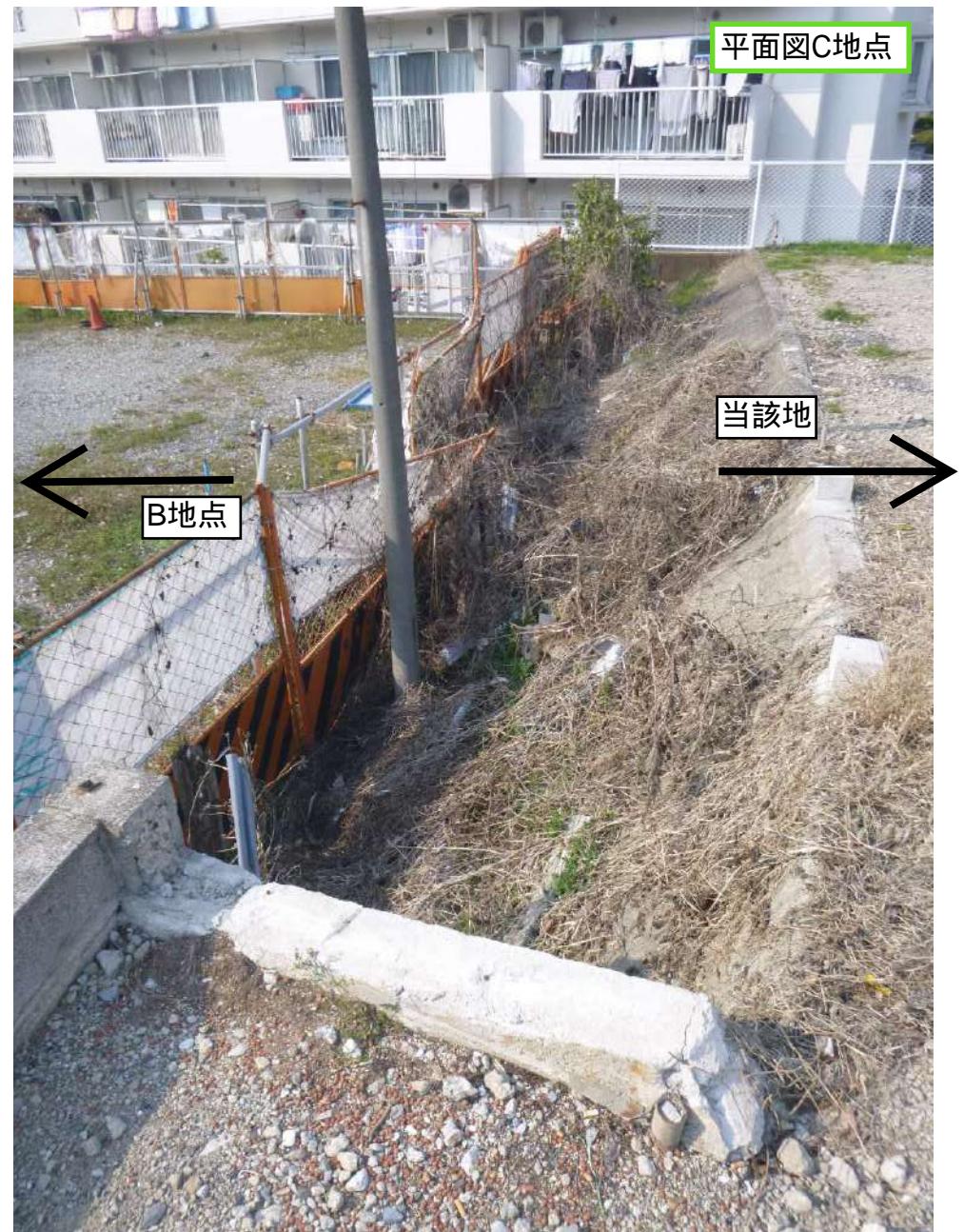
凡例

利用範囲

管理範例

■ 橫浜市管理範囲

5 現地写真



6 利用計画 (H27年度作成)

別紙1

緑区鴨居四丁目 道路予定区域等利用計画

物件番号

15216

1 計画地の概要	ア 区分 道路予定区域等
	イ 所在（地番） 緑区鴨居四丁目1050-2ほか
	ウ 面積 計597.51平方メートル（利用者数の減少に応じた占用面積の変更可）
	エ 立地・交通 JR横浜線「鴨居駅」から南へ1000メートル
	オ 用途地域等 第1種住居地域 建ぺい率60% 容積率200% 第4種高度地区 準防火地域
	カ 接道 建築基準法第42条第1項第5号道路（位置指定道路）
	2 周辺地域の概要 一般住宅のほかアパート等が混在する住宅地域
3 建築の可否 及び構造	建築不可
4 用 途	周辺の土地利用状況等との調和を保つ利用として、用途を駐車場とする。
5 占用期間	<ul style="list-style-type: none">占用許可の開始日は、平成28年1月1日からとする。原則として1年ごとに占用許可の更新手続きをする。工事等着手までの間は、道路管理者との協議によって継続して使用することができる。 ・ただし、本市が支障がないと判断した場合でも、原則として一の事業者は使用期間が連続して10年を超えることはない。
6 留意点	<ul style="list-style-type: none">占用許可を受けた者が現存する照明等の設備及び舗装等の施設について維持管理（電球交換、清掃、修繕等）し、必要な費用負担（電気料金等維持管理に要する費用）をすること。占用許可を受けたものは、占用許可の範囲以外で市が指示する土地の管理（清掃、除草、樹木の管理等）をすること。
7 その他	<ul style="list-style-type: none">接道状況等から公募は行わず、当該地に至る位置指定道路の所有者を利用候補者とする。現在の駐車場使用者が継続利用を希望する場合は、当面の利用について配慮すること。道路建設のスムーズな着工のため新規契約（自動車から自転車（原付含む）への転換は新規契約とみなさない。）は結ばないこと。利用期間中は、「道路建設（山下長津田線）の工事等着手までの暫定利用です。」という看板を掲示するとともに、その旨を書面で継続利用の契約者へ通知すること。